

糸島市制施行 10 周年記念ロゴマーク・キャッチコピー使用に関するガイドライン

第 1 目的

このガイドラインは、糸島市制施行 10 周年記念ロゴマーク・キャッチコピー（以下「ロゴ」という。）の使用に関し必要な事項を定め、市全体でロゴを活用することにより 10 周年を祝う機運を高め、もって郷土愛の更なる醸成を図り、市民とともに育ててきた「元気で豊かな糸島」を次の 10 年へとつなげ、更に糸島市が飛躍・発展することを目的とする。

第 2 使用の届出

ロゴを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、市長に糸島市制施行 10 周年記念ロゴマーク・キャッチコピー使用届出書（以下「届出書」という。）を提出しなければならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、届出書の提出に代えて、口頭での届出を可能とする。

- (1) 糸島市制施行 10 周年記念事業実施方針に記載している市制施行 10 周年記念商品開発等事業において使用するとき。
- (2) 糸島市が後援・共催する事業において使用するとき。
- (3) その他市長が認めたとき。

第 3 届出の受理

- (1) 市長は、第 2 の使用の届出があったときは、内容を確認し、当該ロゴの使用が第 1 の目的に寄与し、第 4 のロゴの使用の制限に該当しないと認めるときは、届出を受理する。
- (2) 市長は、届出を受理したときは、ロゴの電子データを使用者へ送付するものとする。

第 4 ロゴの使用の制限

ロゴの使用が次のいずれかに該当する場合は、市長は受理しないものとする。

- (1) 市の政策及び施策方針に反するとき又はそのおそれがあるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反するとき又はそのおそれがあるとき。
- (3) 政治活動を目的とするとき又はそのおそれがあるとき。
- (4) 宗教活動を目的とするとき又はそのおそれがあるとき。
- (5) 特定の思想及び信条の普及、宣伝等を目的とするとき又はそのおそれがあるとき。
- (6) 暴力及び破壊活動を目的とするとき又はそのおそれがあるとき。
- (7) 申請者又は申請団体の構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、並びに暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するとき。
- (8) その他、使用目的等が不相当と認められるとき。

第5 使用上の遵守事項

使用者は、ロゴを使用する際、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴの譲渡・転貸をしてはならない。
- (2) ロゴの改変をしてはならない。
- (3) ロゴの使用期限は、2020年(令和2年)2月29日まで(市長が必要と認めた場合は、同日後の延長された期限まで)とする。
- (4) ロゴの使用は、届出書に記載された使用目的以外に使用をしてはならない。
- (5) その他市長が必要と認める事項を遵守しなければならない。

第6 使用内容の変更

使用者は、届出書の内容に変更があった場合は、速やかに市長にその旨を届けなければならない。

第7 使用の取り消し

市長は、ロゴの使用に関して不適切な使用を行っていると判断した場合は、使用を取り消すことができる。

第8 使用料

ロゴの使用料は、無料とする。

第9 使用の非独占性等

ロゴの使用は、使用者がロゴの一部又は全部を独占して使用する権利を付与するものではない。また、使用者及びロゴの使用対象物等について市が推奨するものではない。

第10 賠償責任等

- (1) 市は、使用者がロゴを使用したことに起因し使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。
- (2) 使用者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対する全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- (3) 使用者は、ロゴの使用に際して市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

第11 その他

このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。